

みなさんこんにちは。酷暑も去り、さわやかな風によって金木犀の香りをを感じる季節になりました。稲穂も頭を深く垂れ、早いところでは稲刈りも行われています。朝夕とだいぶ涼しくなりましたので、体調を崩さないようにご自愛ください。

これからの季節はコロナウイルス感染症に加え、インフルエンザにも警戒が必要です。引き続き、手洗いやマスク着用などの対策を怠らず、病気に罹らないように注意しましょう。

過日、『成年後見人制度について』の健康教室が開かれましたので紹介していきます。

## ◎このような心配や困りごとはありませんか？

- ・銀行預金の引き出しや支払い、通帳や印鑑の管理が難しくなってきた
- ・医療サービスや福祉サービスの手続きが心配
- ・一人暮らしの親が、悪質な訪問販売などで不要な契約をしないか心配
- ・認知症の親の入院費が足りず、定期預金を解約したいが金融機関で「本人以外は解約できない」と言われた など

以上のような心配事や、困りごとは『成年後見制度』を利用することで解消することができます。

## ★成年後見制度とは？



大切な財産を守ったり、生活上の不安を解消してくれる制度です。**認知症や、知的障害などによって判断能力が不十分な方が**経済的な不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消するために『成年後見人（お世話をしてくれる人）』などの支援者が法律行為を支援することができます。

成年後見制度には2つの制度があります。

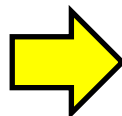
## 1つめ 『任意後見制度』

～元気なうちに**自分で**後見人を決めておく制度～

現在は判断能力が**十分**な方



任意後見人



将来、本人の判断能力が不十分になってから、あらかじめ契約しておいた内容で支援を行う。

## 2つめ 『法定後見制度』

～法律を使って手助けする人（補助人・保佐人・後見人）を決める制度～

判断能力が**不十分**な方



補助人

契約や財産管理の代理、判断の手助けをする。  
(本人の同意が必要)

判断能力が**著しく不十分**な方



保佐人

重要な契約や財産管理の代理、判断の確認をします  
(本人の同意が必要)

ほとんど**自分で判断できない**方



後見人

すべての法律行為を代行したり、必要に応じて取り消したりします。

本人の判断能力の程度により、どの制度（補助人・保佐人・後見人）の対象になるかが決まります。判断能力の程度に関しては、主治医の見立てや診断書が重要となるので、主治医を作るようにしましょう。

また、成年後見制度活用のための診断書は通常の診断書とは異なります。診断書は家庭裁判所に置いてあります。 引用 <https://shukatsu-lib.com/kokensindan/>



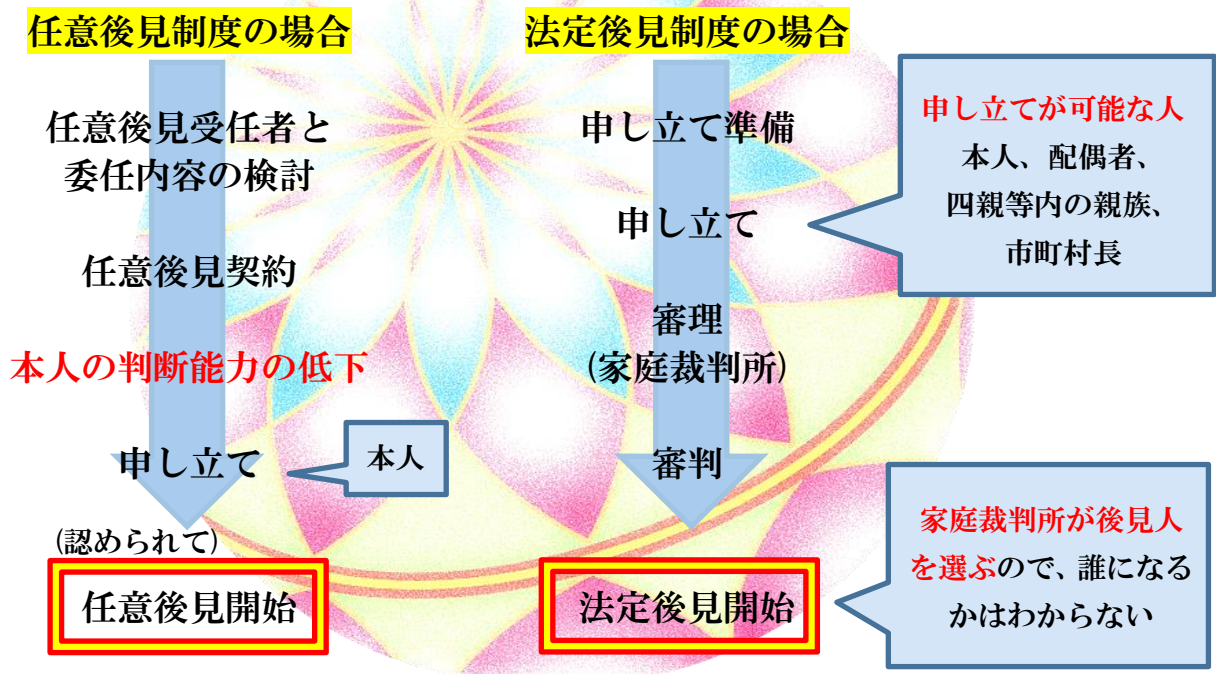
## ★成年後見人になれる人・なれない人

成年後見人に特別な資格は必要ありません。研修などを受ければ、基本的にはどなたでも後見人になることができます。

しかし、以下のような方は**後見人になることはできません**。

1. 未成年者
2. 家庭裁判所で解任された法定代理人、保佐人、補助人
3. 破産者
4. 本人に対して訴訟をしている人、その配偶者、その直系血族
5. 行方の知れない者

## ★成年後見人制度利用までの流れ



財産管理や身上監護(後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと)は、本人が病気などから回復して判断能力を取り戻したり、亡くなるまで継続して行われます。

また、成年後見人制度の手続きは数か月かかる為、すぐに開始することはできません。



★申し立てにかかる費用について (大牟田市社会福祉協議会作成パンフレットより引用)

任意後見制度

- 公正証書作成の基本手数料 11,000円
- 登記嘱託手数料 1,400円
- 法務局に納付する印紙代 2,600円



法定後見制度

- 収入印紙 3,400円  
(内訳；申し立て手数料800円、登記手数料2,600円)
- 郵便切手 4,000円～5,000円程度
- 診断書 医療機関ごとの所定の金額
- 鑑定料 30,000円～50,000円程度(必要な場合)
- その他 戸籍謄本など(所定の金額)

※専門職(弁護士・司法書士など)に依頼する場合は、**別途料金がかかります**

★よくある質問

実際によくある質問をご紹介します。みなさんもぜひご参考にしてください。



後見人さんに報酬はかかるの？

本人の財産によって**家庭裁判所**が報酬金を決定します。  
財産が1,000万円以下の場合  
は、月2万円程度が相場です。



今の後見人さんと合わなくて…  
他の人を後見人に変更はできる？

一度、成年後見人が選ばれると、  
**やむを得ない事由(病気や転勤など)**  
がない限り**変更はできません**。





どこに相談したらいいの？

『大牟田市成年後見センター』へご相談ください！(大牟田市社会福祉協議会内)  
その他、全国の弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会などへ



### ★さいごに

大切な財産を守り、生活上の不自由を解消する方法の一つとして、成年後見制度はとても魅力的な制度です。今回の教室を担当した社会福祉士の塩山さんから、実際にこの制度を活用された方の事例を聞くことができ、難しく感じていた制度が身近なものへと変わりました。

是非皆さんも、これを機に「成年後見制度」について考えていただき、大切な人の生活の不自由を解消へとつなげていただきたいと思います。

※今回の健康教室は、マスクの着用、手指の消毒、十分な換気等の配慮の下行いました。

Q1：成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」の2つの制度がある

Q2：成年後見人になるには特別な資格が必要だ

Q3：法定後見制度において、申し立てができるのは本人のみだ

Q4：一度後見人が選ばれると、やむを得ない事由がない限り変更はできない

### ●大牟田地域住民医療・介護情報共有拠点事務室 OSKER

大牟田の医療・介護施設情報を掲載しています。どなたでも好きな写真を投稿できるギャラリーを製作いたしましたのでご紹介いたします。

次号は「ぐっすり眠って健康に」をご紹介します。

TEL 0944-57-2007

Web サイト <https://osker.org/>

<回答> Q1○ Q2× Q3× (本人、配偶者、四親等内の親族・市町村長) Q4○

<http://www.zaidan-omtiryo.jp/>